

県南広域振興局長告示第 17 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 1 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	平成 18 年 12 月 1 日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	平成 18 年 12 月 1 日

3 福祉用具販売

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	平成 18 年 12 月 1 日

4 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	有限会社メディアケアエコネット	北上市青柳町一丁目 5 番 7 号	北上市相去町西裏 1 番地 41	平成 18 年 12 月 1 日